

○静岡県世界遺産富士山基本条例

平成27年3月20日

条例第31号

静岡県世界遺産富士山基本条例をここに公布する。

静岡県世界遺産富士山基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第15条）

第3章 雑則（第16条・第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富士山の保全に関し、基本理念を定め、県、県民及び来訪者（世界遺産富士山を来訪する者をいう。以下同じ。）並びに事業者の責務を明らかにするとともに、富士山の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、富士山の保全に関する施策を総合的に推進し、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界遺産富士山 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第11条2に規定する世界遺産一覧表に記載された「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」をいう。
- (2) 富士山の保全 世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値の保全をいう。
- (3) 顕著な普遍的価値 人類全体にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を有する傑出した文化的な意義をいう。
- (4) 文化的景観 自然的要素が宗教的、芸術的又は文化的な価値と結び付けられることにより創り出される景観のことをいう。

（基本理念）

第3条 富士山の保全は、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上と持続可能な利用との調和が図られることを旨として、行われなければならない。

2 富士山の保全は、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を形成する要素である富士登山及び山麓の霊地への巡礼に受け継がれている伝統が、後世へ継承されていくことを旨として、行われなければならない。

3 富士山の保全は、国、県、関係地方公共団体、民間団体その他の富士山の保全に係るものの相互密接な連携の下に、行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、富士山の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、国、関係地方公共団体、民間団体その他の富士山の保全に関係するものと連携して、富士山の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(県民及び来訪者の責務)

第5条 県民及び来訪者は、基本理念にのっとり、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、富士山の保全に関する活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する富士山の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、富士山の保全に配慮するものとする。

(市町との協働)

第7条 県は、富士山の保全を図る上で市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が行う富士山の保全のための施策を支援し、これに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(世界遺産富士山の文化的景観の維持向上)

第8条 県は、環境の保全、良好な景観の形成、文化財の適切な保存及び文化的活用その他の世界遺産富士山の文化的景観の維持向上を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上と持続可能な利用との調和について配慮するものとする。

(富士登山者の特定の時期への集中による弊害の防止)

第10条 県は、富士登山をする者(以下「富士登山者」という。)が特定の時期に集中することによる弊害を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(富士登山者が遵守すべき事項等の周知)

第11条 県は、世界遺産富士山の文化的景観の維持向上及び富士登山者の安全の確保を図るため、国、関係地方公共団体その他の関係者と協力して、富士登山者が遵守し、又は注意すべき事項を周知させるため必要な措置を講ずるものとする。

(富士登山の安全の確保)

第12条 県は、富士登山者の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解の促進等)

第13条 県は、できるだけ多くの者が、世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値についての理解を深め、及び富士山の保全に関する意識を高めるとともに、富士山の保全に関する活動を行う意欲を高めるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施)

第14条 県は、世界遺産富士山の歴史及び文化並びに自然環境に関する調査研究を実施するものとする。

2 県は、富士山の保全に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を実施するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 県は、民間団体等(県民、事業者、来訪者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。)が自発的

に行う富士山の保全に関する活動が促進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

第3章 雑則

(協力の要請)

第16条 県は、富士山の保全に関する施策を円滑に推進するため、できるだけ多くの者に対し、資金の出し入れその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、富士山の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。